

# 『足立区宅地開発事業調整条例』の手続きについて

【抜粋版】本条例は令和元年10月1日から施行します。

この条例は、事業者による戸建て住宅の供給を目的とした宅地開発事業に関し、必要な手続、基準その他必要な事項を定めることにより、良好な住環境の保全及び安全で快適な生活環境を形成することを目的とします。

## 1 適用範囲

事業区域の面積が150平方メートル以上の宅地開発事業で、一団の土地を2以上に分割し、1以上の戸建て住宅を建築する事業が手続きの対象となります。

なお、同一の事業者が宅地開発事業により戸建て住宅を建築し、建築基準法による検査済証の交付を受けた日から起算して3年以内に行う一体的な事業は、1の宅地開発事業とみなします。

## 2 主な内容

### (1) 宅地の最低面積（第15条関係）

宅地の面積を下表に掲げる数値以上として下さい。

地区計画	建蔽率	区域又は地域	宅地の最低面積
有	—	—	地区計画による
新規開発区域	80%	商業地域又は近隣商業地域	最低面積は無し
		新たな防火規制区域	66m <sup>2</sup>
無	60%	交通利便地域※	
		上記以外の地域	70m <sup>2</sup>
	50%		83m <sup>2</sup>

※駅から直線距離でおおむね500m以内の区域で区長が別に指定するもの

### 備考

- ・宅地が異なる建蔽率の地域にまたがる場合は、面積が過半の建蔽率を適用します。
- ・事業区域の一部にでも交通利便地域が含まれる場合は、事業区域全体を交通利便地域内とみなします。

ただし、以下のいずれかに該当する場合、事業区域内の1の宅地に限り、宅地の最低面積を上表の宅地の最低面積の欄に掲げる数値の90%とすることができます。

ア 宅地が角地の規定に該当する場合

イ 宅地の平均面積が上表の宅地の最低面積の欄に掲げる数値以上である場合

## (2) ごみ集積場（第22条関係）

事業区域に5以上の宅地を設ける場合、以下の基準に基づき、ごみ集積場を整備してください。なお、ごみ集積場の位置、形状等については、足立清掃事務所と協議の上、申請時には「資源回収場所・ごみ集積所の事前相談シート」を添付してください。

- ・ごみ集積場の面積は、「宅地数×0.15m<sup>2</sup>」以上としてください。
- ・ごみ集積場をブロック等で囲む場合は、内法で上記面積を確保してください。

## (3) 地域コミュニティの推進（第25条関係）

事業者は、戸建て住宅等の購入者等に係る地域の地縁団体への加入等について地域のちから推進部地域調整課と協議してください。

## (4) 優良事業の表彰（第26条関係）

特に魅力あるまちづくりの発展に貢献したと認められた宅地開発事業に対し、区長から表彰があります。

以下は事業区域の面積が3000m<sup>2</sup>以上の事業についての内容です。

## (5) 近隣関係住民への説明等（第14条関係）

事業の着手前に近隣関係住民に対し、説明会等により、説明を行ってください。

## (6) 公園等（都市計画法第29条の開発許可に該当する場合）（第20条関係）

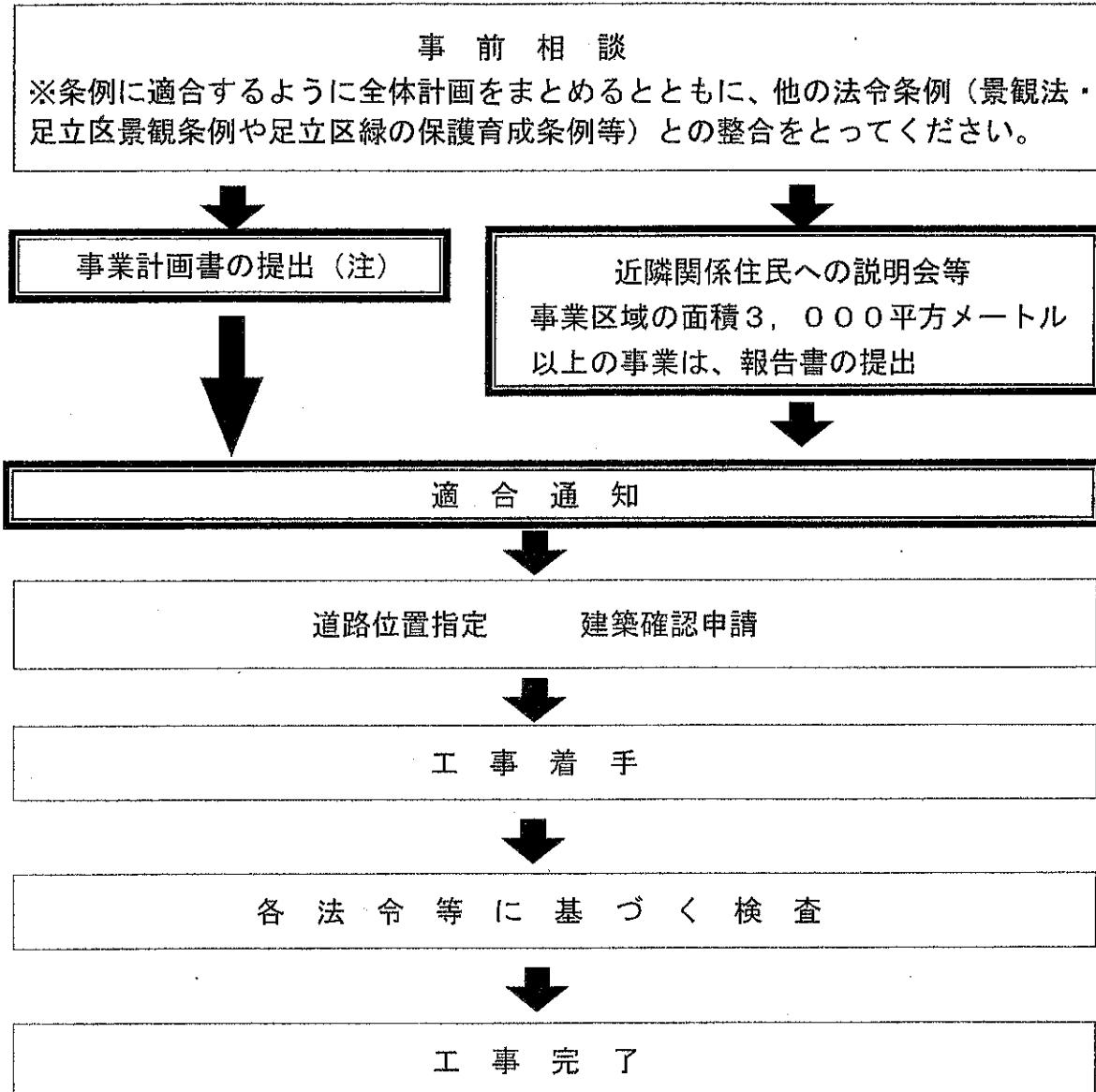
都市計画法施行令第25条第6号の規定による公園の面積は、事業区域の面積の5%以上とし、かつ、公園の1箇所当たりの面積は、150m<sup>2</sup>以上としてください。

交通利便地域は足立区HPから確認いただけます。

URL :

<https://www.sonicweb-asp.jp/adachi/>

### 3 流れ



□ 本条例による手続き

（注）提出された事業計画書は、閲覧に供します。

## 足立区宅地開発事業調整条例

令和元年7月4日  
足立区条例第10号

### (目的)

第1条 この条例は、事業者による戸建て住宅の供給を目的とした宅地開発事業に  
関し、必要な手続、基準その他必要な事項を定めることにより、良好な住環境の  
保全及び安全で快適な生活環境を形成することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第  
201号。以下「法」という。）及び都市計画法（昭和43年法律第100号）  
で使用する用語の例によるほか、次に定めるところによる。

- (1) 建築 法第2条第13号に規定する建築をいう。
- (2) 道路 法第42条に規定する道路をいう。
- (3) 戸建て住宅 法別表第2(い)項第1号に規定する住宅及び同項第2号  
に規定する住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものうち  
政令で定めるものをいい、長屋を除くものとする。
- (4) 宅地 戸建て住宅の建築に係る敷地をいう。
- (5) 宅地開発事業 一団の土地を2以上に分割し、1以上の戸建て住宅を建  
築する事業をいい、当該事業に伴い新設される道路、ごみ集積場等の施設を整  
備する事業を含むものとする。
- (6) 事業区域 宅地開発事業に係る土地の区域をいう。
- (7) 事業者 宅地開発事業に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約に  
よらないで自らその工事を施工するものをいう。ただし、国、都、地方公共團  
体及び都市再生機構（独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100  
号）に規定する独立行政法人都市再生機構をいう。）を除く。
- (8) 交通利便地域 駅から直線距離でおおむね500メートル以内の区域で、  
区長が別に指定するものをいう。
- (9) 公園等 公園、緑地又は広場をいう。
- (10) 近隣関係住民 事業区域境界線から水平距離20メートルの範囲内に  
ある土地又は建築物に関して権利を有する者及び当該範囲内に居住する者を  
いう。

### (適用範囲)

第3条 この条例は、次の各号のいずれかに該当する場合を除く、事業区域の面積が150平方メートル以上の宅地開発事業について適用する。

- (1) 法第85条に規定する仮設建築物の建築
- (2) 災害対応のため、必要な緊急措置として行われるもの
- (3) 専ら自己又は親族が居住するために行うことが明らかなもの  
(1の宅地開発事業とみなし条例を適用する事業)

第4条 150平方メートル以上の一団の土地の一部のみ宅地開発事業を行う場合、当該事業を行う土地以外の区域で、宅地開発事業を行わない事実の確認ができなかったときは、当該一団の土地の全部を1の事業区域とみなす。

2 前項の事実が確認できた場合においても、同一の事業者が宅地開発事業により戸建て住宅を建築し、法第7条第5項の検査済証の交付を受けた日から起算して3年以内に行う宅地開発事業であって、全体として一体的な土地利用を行うとみなされる場合は、1の宅地開発事業とみなす。

(区長の責務)

第5条 区長は、この条例の目的を達成するため、事業者の理解と協力の下に、宅地開発事業について適切な指導及び助言を行うよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、この条例の目的を達成するため、自ら良好な住環境の形成に取り組むとともに、区が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(境界の確定)

第7条 事業者は、事業区域と公共施設（都市計画法第4条第14項に定める公共施設をいう。以下同じ。）との官民境界と現状に差異がある場合は、当該公共施設の管理者と協議のうえ境界の確定を行うよう努めるものとする。

(事業計画書の提出)

第8条 事業者は、次の各号のいずれかに掲げる手続を行う前に規則で定めることにより、事業計画書を区長に提出するものとする。

- (1) 法第6条第1項又は法第6条の2第1項の規定による確認の申請
  - (2) 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第9条の規定による道路の位置の指定の申請
- 2 区長は、前項の規定による事業計画書の提出があった場合は、当該事業計画書の内容を審査し、第15条又は第22条の規定に適合しないと認めるときは、当該事業者に対して必要な措置を講ずるよう要請するものとする。
- 3 都市計画法第29条の適用を受ける宅地開発事業においては、同法第32条に基づく開発行為に関係がある公共施設の管理者の同意を得た場合には、第1項の規定による事業計画書の提出があつたものとみなす。

(適合通知)

第9条 区長は、前条第1項の規定により提出された事業計画書の内容が、第15条及び第22条の規定に適合していると認めるときは、規則で定める事業計画適合通知書により事業者に通知するものとする。

2 前条第3項の宅地開発事業にあっては、都市計画法第29条に基づく開発行為の許可があった場合には、前項の規定による適合した旨の通知があつたものみなす。

3 第1項の適合通知を受けた後に当該事業区域の土地の所有権を第三者に譲渡する場合は、当該宅地開発事業の事業者は、当該事業計画の内容を当該第三者に承継させるものとする。

(工事着手の時期)

第10条 事業者は、前条第1項の通知後（同条第2項の規定により同条第1項の通知があつたものとみなされた場合を含む。）に宅地開発事業の工事に着手するものとする。

(変更の届出)

第11条 事業者は、事業計画書の内容を変更しようとする場合は、速やかに規則で定めるところにより、事業計画変更届を区長に提出するものとする。

2 前項の規定による届出については、第8条第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「事業計画書」とあるのは「事業計画変更届」と読み替えるものとする。

(取下げ、取止めの届)

第12条 事業者は、第8条第1項の事業計画書の提出後、当該事業の計画を取り止める場合は、規則で定めるところにより、区長にその旨を届け出るものとする。

(事業計画書等の閲覧)

第13条 区長は、事業計画書及び事業計画変更届（以下「事業計画書等」という。）を閲覧に供するものとする。

2 事業計画書等の閲覧をしようとする者は、規則で定めるところにより、区長に申請するものとする。

3 区長は、事業計画書等の閲覧をする者が当該事業計画書等を汚損又は毀損した場合には、当該閲覧を中止することができる。

(近隣関係住民への説明等)

第14条 事業者は、宅地開発事業の工事着手前に近隣関係住民に対し、事業計画のうち規則で定める事項について、戸別訪問又は説明会の方法（以下「説明会等」という。）により、説明するよう努めるものとする。

2 事業区域の面積が3,000平方メートル以上の宅地開発事業を行う事業者は、事業の着手前に近隣関係住民に対し、事業計画のうち前項の規則で定める事項について、説明会等により、説明を行うものとする。ただし、当該近隣関係住民が

長期間不在等により説明を行うことができず、かつ、前項の規則で定める事項について説明会等に代え、文書により周知した場合は、この限りでない。

- 3 事業者は、前項本文の規定により説明を行うに当たっては、近隣関係住民から説明会の開催を求められた場合には、説明会の開催により説明を行うものとする。
- 4 事業者は、前2項の規定により行った説明会等の内容を規則で定めるところにより、区長に報告するものとする。

(宅地の最低面積)

第15条 事業者は、宅地の面積を別表に掲げる当該宅地の存する区域又は地域の建蔽率及び区域又は地域の区分に応じて、それぞれ同表宅地の最低面積欄に掲げる数値以上とするものとする。ただし、規則で定める場合は当該規則で定めるところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、都市計画法第4条第9項に規定する地区計画等に関する都市計画が決定され、又は変更された区域内において、建築物の敷地面積の最低限度が定められている場合にあっては当該最低限度による。
- 3 前2項の規定にかかわらず、第20条第5項の適用を受け、公園等の設置を免除された宅地開発事業における宅地の面積は、100平方メートル以上とするものとする。この場合において事業者は、宅地内の緑化に努めるものとする。

(宅地造成)

第16条 事業者は、事業区域内に盛土を行う場合においては、当該盛土の高さを規則で定める基準に適合するよう努めるものとする。

(緑化)

第17条 事業者は、事業区域内において、足立区緑の保護育成条例（昭和51年足立区条例第39号）その他の規程に定めるところにより現存する樹木を保護し、及び緑化に努めるものとする。

- 2 事業者は、宅地の接道部に生垣又は植込み地を設置し、緑化に努めるものとする。

(建築協定)

第18条 事業者は、事業区域の面積が500平方メートル以上である場合においては、法に基づき宅地の環境を高度に維持するための建築協定の締結に努めるものとする。

(道路の整備)

第19条 事業者は、道路その他の道を規則で定める基準に基づき整備するよう努めるものとする。

(公園等)

第20条 都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第25条第6号の規定による公園等の面積は、事業区域の面積の5パーセント以上とし、かつ、当該公

園等の1箇所当たりの最低面積は、150平方メートルとする。

- 2 事業者は、前項の公園等を整備するに当たっては、区と協議するものとする。
- 3 事業者は、第1項の公園等を整備するに当たっては、規則で定める基準に基づき整備するよう努めるものとする。
- 4 事業者は、規則で定める基準により公園等の緑化に努めるものとする。
- 5 前各項の規定にかかわらず、規則に定める基準に該当する場合で、特に必要がないと区長が認める場合は、公園等の設置を免除することができる。

(都市計画法に定める開発許可の基準)

第21条 この条例の適用を受ける宅地開発事業については、都市計画法第33条第3項の規定による技術的細目において定められた制限の強化及び緩和を行うものとし、その内容は、前条に定めるとおりとする。

(ごみ集積場)

第22条 事業者は、事業区域に5以上の宅地を設ける場合、規則で定める基準により、ごみ集積場を整備するものとする。ただし、ごみ集積場を整備したとみなすことができる場合として規則で定める場合は、ごみ集積場を整備しないことができる。

(防犯灯)

第23条 事業者は、規則で定める基準に基づき防犯灯の設置に努めるものとする。

(防犯対策)

第24条 事業者は、別に定める指針に基づき、防犯対策に努めるものとする。

- 2 事業者は、事業区域の面積が500平方メートル以上の場合、規則で定めるところにより、防犯対策について区と協議するものとする。

(地域コミュニティの推進)

第25条 事業者は、戸建て住宅等の購入者等に係る地域の地縁団体への加入等について区と協議するものとする。

- 2 事業者及び戸建て住宅等の売買等を行う者は、規則で定めるところにより当該戸建て住宅等の購入者等に係る地域におけるコミュニティの推進に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(優良事業の表彰)

第26条 区長は、特に魅力あるまちづくりの発展に貢献した宅地開発事業を表彰することができる。

(報告の徴収)

第27条 区長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、宅地開発事業に関する報告を求めることができる。

(勧告及び公表)

第28条 区長は、次に掲げる場合は、事業者に対し、期限を定め、必要な措置を

講ずるよう勧告することができる。

- (1) 第8条第1項の規定による事業計画書の提出（同条第3項の規定により同条第1項の事業計画書の提出があったものとみなされた場合を含む。）又は第11条第1項の規定による事業計画変更届の届出を行わない場合
  - (2) 第8条第2項（第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定による要請に応じない場合
  - (3) 第9条第1項の規定による事業計画適合通知（同条第2項の規定により同条第1項の通知があったものとみなされた場合を含む。）と異なる内容で事業を行った場合
  - (4) 第10条の規定に違反した場合
- 2 区長は、事業者が前項の規定による勧告に従わない場合で、特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、その事実を公表することができる。  
（委任）

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 付 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
（経過措置）
- 2 施行日前に、足立区環境整備基準（17足都開発第485号）第4条第1項の事前協議の申請又は同条第2項の事前の届出がされた宅地開発事業については、この条例の規定は適用しない。

別表（第15条関係）

建蔽率	区域又は地域	宅地の最低面積
80パーセント	新たな防火規制区域（東京都建築安全条例（昭和25年東京都条例第89号）第7条の3第1項の規定に基づき指定された特に震災時に発生する火災等による危険性が高い区域をいう。）。ただし、商業地域又は近隣商業地域である場合を除く。	66平方メートル
60パーセント	交通利便地域	70平方メートル
	上記以外の地域	
50パーセント		83平方メートル

備考 この表の適用については、次の各号に定めるところによる。

- 1 1の宅地において、建蔽率に係る区域又は地域が2以上にわたる場合にお

ける建蔽率は、当該宅地において最大の面積を占める区域又は地域に係る建蔽率とする。

2 建蔽率が60パーセントである宅地が存する事業区域に交通利便地域が  
・含まれる場合は、当該宅地は、交通利便地域に存するものとみなす。

# 足立区宅地開発事業調整条例施行規則

令和元年9月30日  
足立区規則第21号

## (趣旨)

第1条 この規則は、足立区宅地開発事業調整条例（令和元年足立区条例第10号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

## （用語の定義）

第2条 この規則において使用する用語の意義は、別に定めるものを除き、条例で使用する用語の例による。

## （事業計画書）

第3条 条例第8条第1項の事業計画書は、別記第1号様式によるものとする。

2 前項の事業計画書は、正本1部及び副本2部を提出するものとし、それぞれに、次に掲げる図面又は書類を添付するものとする。ただし、当該事業計画書の内容により、添付の必要がないと区長が認めるときは、添付する図面又は書類の一部を省略することができる。

- (1) 案内図
- (2) 土地利用計画図
- (3) 事業計画書の提出日前3か月以内に発行された公図の写し又はこれに準ずるものとして区長が別に定めるもの
- (4) 事業計画書の提出日前3か月以内に発行された不動産の登記事項証明書若しくは所有者証明書（事業区域に隣接する土地に係るものを含む。）又はこれらに準ずるものとして区長が別に定めるもの
- (5) 排水計画図
- (6) 宅地、施設等の求積図
- (7) 公園等の配置計画図
- (8) ごみ集積場の位置等に関する書類
- (9) その他区長が必要と認める書類

## （事業計画適合通知書）

第4条 条例第9条第1項の事業計画適合通知書は、別記第2号様式によるものとする。

2 前項の事業計画適合通知書には、前条第2項各号に定める図面又は書類を添付するものとする。

(事業計画変更届)

第5条 条例第11条第1項の事業計画変更届は、別記第3号様式によるものとする。

- 2 前項の事業計画変更届は、3部提出するものとし、それぞれに第3条第2項各号に掲げる図面又は書類であって、当該変更に係る事項を明示したものを添付するものとする。

(取下げ、取止めの届)

第6条 条例第12条の規定による事業の計画を取り止める届出は、別記第4号様式により行うものとする。

(閲覧所の開設、閲覧の申請等)

第7条 区長は、条例第13条第1項の規定により事業計画書等を閲覧に供するため、足立区役所内に事業計画書等閲覧所（以下「閲覧所」という。）を設けるものとする。

- 2 閲覧所における閲覧日は、足立区の休日を定める条例（平成元年足立区条例第2号）に規定する区の休日以外の日とする。  
3 閲覧所における閲覧時間は、午前9時から午後5時までとする。  
4 区長は、事業計画書等の整理その他のため必要と認めるときは、臨時に事業計画書等を閲覧に供しない日を定め、又は閲覧時間を伸縮することができる。  
5 前項の規定により、臨時に事業計画書等を閲覧に供しない日を定め、又は閲覧時間を伸縮する場合は、その旨を閲覧所に掲示する。  
6 事業計画書等は、閲覧所以外の場所で閲覧することができない。  
7 条例第13条第2項の規定による事業計画書等の閲覧の申請は、事業計画書等閲覧申請書（別記第5号様式）を区長に提出することにより行うものとする。

(説明及び周知事項)

第8条 条例第14条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 工事の施工内容
- (2) 土砂等の搬出入計画
- (3) 工事の施工時の安全の確保（交通安全対策を含む。）及び災害防止対策
- (4) 工事の施工時の周辺環境への配慮
- (5) 工事の施工者及び予定期間
- (6) 公園等の配置計画
- (7) その他区長が必要と認める事項

(報告)

第9条 条例第14条第4項の規定による説明会等の内容の報告は、説明会等報告書（別記第6号様式）を区長に提出することにより行うものとする。

(宅地の最低面積の緩和等)

第10条 条例第15条第1項ただし書の規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 宅地が法第53条第3項第2号の規定に該当する敷地である場合
- (2) 各宅地の面積の合計を宅地数で除した数値が、条例別表の宅地の最低面積の欄に掲げる数値以上である場合

2 前項で定める場合において、事業区域内の1の宅地（前項第1号にあっては同号に該当するもののうち1の宅地とする。）に限り、宅地の最低面積を条例別表の宅地の最低面積の欄に掲げる数値の10分の9以上とすることができる。

（宅地造成）

第11条 条例第16条の盛土の高さと当該盛土を行う敷地の前面道路の路面の中心との差は、30センチメートル以内としなければならない。

（道路の整備）

第12条 条例第19条の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法第42条第2項の道路を道路状に整備すること。
- (2) 足立区細街路整備条例（平成24年足立区条例第61号）第2条第1項に基づき指定された細街路を、同条第2項の指定された幅員となるよう道路状に整備すること。
- (3) 第1号の道路又は前号の細街路が区道（道路法（昭和27年法律第180号）第8条の道路及び足立区管理通路条例（平成13年足立区条例第26号）第2条の区管理通路をいう。）である場合は、これらの整備内容、維持管理及び敷地の権原について所管課と協議すること。
- (4) 都市計画法第12条の5第2項第1号の地区施設（主として街区内の居住者等の利用に供される道路に限る。）について、位置、構造等を所管課と協議すること。

（公園等）

第13条 条例第20条第3項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公道に接した位置に整備すること。ただし、既存の公園等が事業区域に隣接している場合は、既存の公園等に接続する位置に整備すること。
- (2) 公園等の境界は、コンクリート又は石のくいその他を、整備する公園内に設置することにより、その位置を明確にしておくこと。
- (3) 敷地の形状は、間口の長さに対する奥行きの長さが2倍以下であること。
- (4) 公園等には、ベンチ、車止め、排水施設、園名板、シンボルツリー（象徴となる樹木をいう。）及び照明設備を設置すること。
- (5) 公園等の整備の詳細、管理方法等について所管課と協議すること。

（公園等の緑化）

第14条 条例第20条第4項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 公園等の面積が150平方メートル以上1,000平方メートル未満である場合は、公園等の面積の30パーセント以上を緑化すること。

(2) 公園等の面積が1,000平方メートル以上である場合は、公園等の面積の45パーセント以上を緑化すること。

(公園等の設置の免除)

第15条 条例第20条第5項の規則に定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業区域が、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく土地区画整理事業の施行地区内にある場合

(2) 事業区域が土地区画整理事業を施行すべき区域として都市計画決定された区域内にあり、公園等の面積が300平方メートル未満の場合

(ごみ集積場)

第16条 条例第22条の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) ごみ集積場の面積基準は、事業区域内の宅地数に0.15平方メートルを乗じて得た数値以上とすること。この場合において、ブロック等で囲む場合は、内法で面積を確保すること。

(2) ごみ集積場の位置、形状等については、所管課と協議すること。

2 条例第22条ただし書の規則で定める場合は、次の各号のいずれかを満たす場合とする。

(1) 事業区域から歩行距離100メートルの範囲内にごみ集積場があり、事業区域内の全ての宅地について、当該ごみ集積場の利用に関する土地所有者、周辺住民、町会、自治会等の関係者から書面による同意が得られた場合

(2) アからイを減じた数に0.15平方メートルを乗じて得た面積以上の面積のごみ集積場を事業区域内に整備するとき（前号に該当する場合を除く。）。

ア 総宅地数

イ 事業区域から歩行距離100メートルの範囲内にごみ集積場があり、その集積場の利用に関する土地所有者、周辺住民、町会、自治会等の関係者から書面による同意が得られた宅地数

(防犯灯)

第17条 条例第23条に規定する防犯灯の規則で定める基準は、宅地開発事業に伴い、事業区域に新設される道路のうち、区以外のものが管理する予定であるものについては別途所管課と協議のうえ、別に定める仕様に基づき設置するものとする。

(地域コミュニティの推進)

第18条 条例第25条第2項の必要な措置は、戸建て住宅等の売買時に足立区から地域の地縁団体への加入等の要請があることを、戸建て住宅等の購入者等に伝えることとする。

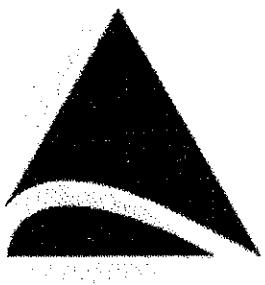
(公表)

第19条 条例第28条第2項の規定による公表は、次に掲げる事項を足立区公告式条例（昭和25年足立区条例第4号）第2条に規定する足立区役所の門前掲示場及び都市建設部建築室長付開発指導課の事務所の掲示場に掲示する方法並びにインターネットを利用して閲覧に供する方法により行うものとする。

- (1) 宅地開発事業者の氏名（事業者が法人の場合は、法人名）
- (2) 事業区域
- (3) 勘告の内容

付 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。



## 足立区

お問い合わせ

都市建設部 建築室開発指導課 開発指導係

TEL : 03-3880-5272

FAX : 03-3880-5615

Mail : kaihatu-shido@city.adachi.tokyo.jp